

「新産業創出等研究開発基本計画（案）に対する福島県知事意見」への回答

「基本構想、基本計画の早期具現化等」について

- 福島国際研究教育機構（以下「機構」という。）が世界に冠たる「創造的復興の中核拠点」となるよう、中期目標等を策定するとともに、速やかに施設整備や研究開発等に着手し、福島国際研究教育機構基本構想及び新産業創出等研究開発基本計画（以下「基本計画」という。）の早期の具現化を図ってまいります。
なお、基本計画は、科学技術の進展や機構の成果や取組の実施状況等を踏まえ、見直しを行ってまいります。

「連携体制の構築等による取組の展開」について

- 機構は、世界水準の研究を実施するために、必要な研究資金を確保するとともに、施設・設備等の研究環境を整備してまいります。また、国内外の研究機関等と連携体制を構築し、優れた研究人材の確保を図ります。加えて、研究職等において、若手や女性の積極的な登用を図ります。
- 機構発ベンチャー企業等の創出・育成に積極的に取り組むほか、企業等と緊密に連携して共同研究等を実施し、産業集積の形成に向けた取組を推進してまいります。
- 連携大学院制度の活用や高等専門学校との連携、小中高校生向けの教育プログラムの開発により、地域の未来を担う若者世代等の人材育成も進めてまいります。

「福島課題解決に向けた研究開発の推進とその成果の波及等」について

- 機構で実施する研究開発は、福島の優位性が発揮できる分野を基本としており、福島における新たな産業の創出及び我が国の科学技術力・産業競争力の強化により福島をはじめ東北の復興を前進させるとともに、世界共通の課題の解決をも目指すものとしております。
- 本計画の実施に当たっては、復興庁が総合調整を行いながら、関係府省庁や福島県及び関係機関等が連携し、一体となって推進していけるよう、国として、しっかりと取り組んでまいります。

「中長期の研究開発等を支援する体制整備」について

- 復興庁の総合調整機能の下で、東日本大震災復興特別会計（以下「復興特会」という。）設置中は復興財源等で必要な予算を確保するとともに、復興特会終了以降も見据え、外部資金や恒久財源による運営への移行を段階的・計画的に進めてまいります。
- 復興庁の設置期間終了後であっても、複数省庁を束ね、横串を刺して総合調整の役割を果たす司令塔機能を引き続き政府内に確保するよう、検討を進めてまいります。

「機構施設の円滑な整備とまちづくりへの支援」について

- 国は、機構の施設について、令和4年中に定める施設の規模や構造等に影響を与える研究機器の仕様や各室面積等を踏まえ検討し、円滑かつ着実な整備を図るとともに、県や市町村のまちづくりと緊密に連携し、必要に応じて支援を行ってまいります。

- 機構は、地域のまちづくりの課題に貢献できる研究開発等のテーマに取り組むとともに、様々な研究開発の成果の地域への還元・実装などを通じて、産業の集積や人材育成を図り、地域の復興・再生に貢献することを目指します。